

令和 5 年度第 7 回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和 5 年 10 月 10 日（火）

2. 招集の場所 長洲町役場 3 階（中会議室）

3. 開会 令和 5 年 10 月 10 日午前 10 時 00 分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	2 番 土山 秋吉	4 番 徳永 章
5 番 中嶋 英徳	6 番 石井 裕	7 番 嶋田 正忠
8 番 宮本 静子	9 番 木山 倫彦	10 番 増岡美知子

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

3 番 杉本 和明

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

城戸 祐樹

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0 名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋

農業委員会事務局 書記 前田 敦

農業委員会事務局 書記 濱井 翔太

農林水産課 課長補佐 馬場 隆輔

農林水産課 課長補佐 磯野 誠勝

10. 提出議案

- ・ 報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について
- ・ 議案第 22 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 24 号 農用地利用集積計画（案）について

その他

(吉田事務局長)

それでは、始めたいと思います。起立・・・礼　おはようございます・・・。着席
それでは、ただ今から令和5年度第7回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。
始めに、濱北会長からご挨拶をお願いします。

(濱北会長)

それでは、始めたいと思います。起立・・・礼　おはようございます・・・。着席
それでは、ただ今から令和5年度第7回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。
始めに、濱北会長からご挨拶をお願いします。

(濱北会長)

はい。皆さん　今日が定例会の私にとりましては、最後の定例会でございます。少し　今日は、緊張しております。いつもとちょっと違っております。私事、委員になりまして12年会長職をしてから9年が今日で終わりますけど、この間皆さんには大変な公私共にお世話になり、ご迷惑をかけたたり本当に長い間有難うございました。この後私はこれで引退いたしますけど皆様方のますますの発展とご活躍を祈念申し上げ挨拶に代えさせていただきます。

今日は、令和5年度第7回の私にとりまして最後の定例総会でございます。どうぞよろしくをお願いします。

(吉田事務局長)

ありがとうございました。それでは、本日の欠席委員のご報告をいたします。3番　杉本委員より　欠席の届出の連絡がっております。それから、城戸推進委員も欠席というところと濱崎推進委員については少し遅れて来られるというご連絡がっております。つきまして、本日の出席委員は10名中9名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いいたします。

(濱北会長)

はい　それでは、ただいまより、議事に入ります。本日の提出議案は、

- ・報告第8号　農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
- ・議案第22号　農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- ・議案第23号　農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- ・議案第24号　農用地利用集積計画（案）について

を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は

8番　宮本委員　9番　木山委員にお願いいたします。

(濱北会長)

早速 議事に入ります。1 ページです。「報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。議案書の 1 ページ、受付番号 7 番から 9 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。以上で、報告第 8 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

ありません の声あり

(濱北会長)

ありがとうございます。では、報告第 8 号を終わります。

(濱北会長)

次に進みます。2 ページです。「議案第 2 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(吉田事務局長)

はい、議案第 2 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 2 ページから 5 ページ、受付番号 1 7 番になります

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 1・2 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、耕作目的の所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 5,171 m²、農作業歴 42 年の経験があり、今後もすべての農地を利用するとのことです。

機械の所有状況でございますが、トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、営農トラック 1 台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から車で 5 分ということです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないよう留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないよう作業するというものです。以上、受付番号 17 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の7番 嶋田委員にお願いいたします。

(嶋田委員)

7番 嶋田です。先週ですね、現場を確認して参りました。場所はですね、新町から上沖洲に行く通りですね、上沖洲側に西畑道路といいまして最近長洲町に譲渡した道路が走っています。そこから、下の方にちょっと入った所なんですけども、ちょっと里道というか道幅がちょっと狭い上ちょっと入りづらいついていうところがありましたけれども、この周りを譲受人が耕作されているというところで今回譲受される場所も耕作されておられますので、別に問題はないと思います。また、営農経験もかなり長くされておりますので、これからは問題なく耕作されていくだろうと思います。審議のほうよろしくをお願いします。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の池上推進委員に意見を伺います。

(池上推進委員)

推進委員の池上です。嶋田委員が言われたとおりですね。現場は一緒に見に行ったわけなんですけど、何も問題は、ちょっと道路がですね、機械が入りにくいような感じはしましたけど、問題はないと思いますので、審議のほどよろしくをお願いします。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員・担当推進委員より説明がありました。この件について 何か質問・ご意見等は ございますか？

ありません。の声あり

(濱北会長)

はい。ありがとうございます。ないようですので、採決をいたします。議案第22号 受付番号

17番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号17番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。6ページです。受付番号18番を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(吉田事務局長)

はい、議案書の6・7ページ、受付番号18番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の3・4ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、耕作目的の所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は隣接する宅地を購入され、個人住宅を建築されます。

申請地については家庭菜園として利用するということでございます。

機械の所有状況でございますが、家庭菜園として利用するため、農業用機械につきましては保有をされておられません。

通作距離につきましては、宅地の隣接地ということでございます。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するということでございます。

以上、受付番号18番の説明を終わります。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。いま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の9番 木山委員にお願いいたします。

(木山委員)

9番 木山です。この場所はですね、県道長洲・玉名線の地図を見ていただければ分かりますけど、御代志大明神というお稲荷さんが、県道沿いにあります。そこから、南に約30mところなんですけれども、ここの申請地の右隣が空いていまして、たぶんここを住宅地としてされるんじゃないかなあと思いますけど、何も問題はないと思います。審議の程よろしくお願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の楠田推進委員にご意見を伺います。

(楠田推進委員)

清源寺の楠田です。いま、木山委員が申されましたとおり、ここは隣の家の人が毎年草刈りをしたりしてたところで、今度新しく入ってこられて、ここで家庭菜園をされるならば私は、いいと思います。以上です。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま 事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございますか。 ないですか。

ありません。の声あり

(濱北会長)

なければ採決をいたします。議案第22号 受付番号18番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成です、受付番号18番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。8ページです。受付番号19番を議題といたします。事務局より説明をしてください。

(吉田事務局長)

議案書の8・9ページ、受付番号19番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の5・6ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、耕作目的の所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積75,374㎡、農作業歴11年の経験があり、今後もすべての農地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、コンバイン1台、耕耘機1台、軽トラ2台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から車で5分程度ということです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するという事です。以上、受付番号19番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の5番 中嶋委員にお願いいたします。

(中嶋委員)

はい。農業委員5番の中嶋です。もう見ていただければ分かるのとおり、もうずっと案件に出てるところでございます。もうほとんど購入されたのかな、図面にはちょこちょこ出てきますので分かりませんが、たぶん場所はですね 高浜？公園でよかったですかね、野球ばさるっところの左側に入って、左側に入ったら右側は基盤整備されてますけれども、左側と先の方は基盤整備がされてない突き当たりで前から基盤整備されてない所です。もうこれから先は今度 購入されてると思いますので、また冬はですね、この先は麦を作られてると思いますので、夏は米を作られてませんので、もう草がらけですたい。今は。でも、また冬になれば 今まで麦を作られてた方が麦を作られると思いますので、まあそういう形の中でされるんじゃないかなあとと思います。まあ、問題があるかないかは納得いきませんが、まあいいかなあとと思います。よろしく願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見を伺います。

(中村推進委員)

はい。中村です。いま、説明されたとおり別に何も問題もないと思います。この土地の購入は理想的な土地の購入だと思います。事情説明できますので、大変効率がいいと思います。審議よろしく願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、何か質問等はございますか。

(濱北会長)

ないようですので、採決をいたします。議案第22号 受付番号19番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号19番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。10ページです。議案第23号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の10ページから13ページ、受付番号12番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、旧ひまわり幼稚園の西側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の7から9ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種共に該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地である為、第2種農地と判断しており、申請地の他に適当な代替地がない場合には原則として許可できることとなっております。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン事前審査通知の額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和5年12月1日より着工予定、令和6年3月31日完成予定

であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積概ね 500 m²以下であるため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、20 cm程度の盛土・整地をし、土砂の流出防止のためにコンクリートブロックを施工するという事です。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するとのことです。

その他、給水は町上水道。生活雑排水及び汚水は町下水道。雨水は集水桝からU字溝を通して北側側溝に排水するという事です。

以上、受付番号12番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の3番 杉本委員は今日欠席ですので・・・。

(事務局)

はい。事務局の方で、コメントをお預りしてますので、まず議案を見ていただいて12ページを見ていただきますと申請地がありまして、その北側 今この議案では 畑の状態になってますけれども、もうすでにここには2件の宅地が建っております。で、要件としましては、集落接続になりますので、第2種農地の集落接続になりますので、問題ないかなあというところで、コメントいただいております。以上です。

(濱北会長)

ありがとうございました。また、城戸推進委員も欠席ですので、今のコメントでお願いします。

(濱北会長)

この件について、なにか、質問等はございますか。・・・ないですか？

はい。の声あり。

(濱北会長)

ないようです。議案第23号 受付番号12番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第23号 受付番号12番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。14ページです。受付番号13番を議題といたします。事務局より説明をしてください。

(吉田事務局長)

はい。議案書の14・15ページ、受付番号13番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、長洲町役場の東側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の11から13ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、建売住宅建築のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、長洲町役場の敷地から300m以内である為、第3種農地と判断しており、原則許可となっております。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書の額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和5年11月20日より着工予定、令和6年5月31日完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積概ね500㎡以下であるため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、隣接土地との境界にブロックやフェンスを設置するという事です。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するという事です。

その他、給水は町上水道。生活雑排水及び汚水は町下水道。雨水は雨水枳を設置し道路側溝に排水するという事です。以上、受付番号13番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の8番 宮本委員にお願いいたします。

(宮本委員)

8番 宮本です。場所は、スーパーとくながから平原の方向に向かって1番最初の川沿いの手前になります。問題ないかと思われしますので、審議の程よろしくお願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の濱崎推進委員にご意見を伺います。

(濱崎推進委員)

推進委員 濱崎です。説明がありました通り何ら問題ないかと思えます。審議の程よろしくお願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、何か質問等はございますか。

(濱北会長)

はい。ないようですので、採決を致します。議案第23号 受付番号13番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成です、議案第23号 受付番号13番は原案のおりの許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。16ページです。受付番号14番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(吉田事務局長)

はい、それでは議案書の16ページから17ページ、受付番号14番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、旧ひまわり幼稚園の西側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の15ページから17ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種共に該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地である為、第2種農地と判断しており、申請地の他に適当な代替地がない場合には原則として許可できることとなっております。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン事前審査通知の額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和5年11月10日より着工予定、令和6年10月9日完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積概ね500㎡以下であるため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、20cm程度の盛土・整地をし、土砂の流出防止のためにコンクリートブロックを施工するという事です。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するという事です。

その他、給水は町上水道。生活雑排水及び汚水は町下水道。雨水は集水桝からU字溝を通して北側側溝に排水するという事です。以上で、受付番号14番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の3番 杉本委員と城戸推進委員は、欠席ですので、事務局からお願いいたします。

(事務局)

はい、事務局から説明をいたします。先ほどの受付番号12番のお隣で14番の申請地になります。先ほど説明させていただきました内容と同じですので、集落接続となり、何も問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。事務局より説明がありました。この件について、何か質問等はございますか。

(濱北会長)

はい、なければ採決を致します。議案第23号 受付番号14番について原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第23号 受付番号14番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます、18ページです。今日の最後です。「議案第24号 農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい。議案第24号 農用地利用集積計画(案)が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、19ページが総括表となり2023年の期間ごとの総括になります。

20ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合せまして今後の経営面積となります。詳細につきましては、21ページ 賃借権6件 11筆 13,312㎡、22ページ 期間借地権2件 2筆 2,125㎡、23ページ 使用貸借権4件 12筆 12,630㎡、24ページ所有権移転1件1筆 4,761㎡となっております。

以上、議案第24号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問・ご意見等はございますか。

(濱北会長)

ないようですので、採決を致します。議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり決定をいたします。

(濱北会長)

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他のご意見、ご質問等がございますか。

(濱北会長)

ないようですので、事務局の方から連絡等をお願いします。

- 1 農業会議からの委員へのお礼状について
- 2 農業委員の新体制での臨時総会について
- 3 新旧の懇親会について
- 4 次回の定例会について

(濱北会長)

それでは これをもちまして、令和5年度第7回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

(事務局長)

起立・・・礼

閉会（終了 午前10時36分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印